埋立処分した石綿廃棄物について

廃棄物の種類	廃石綿等（飛散性）	石綿含有廃棄物（非飛散性）
説　明	建築物その他工作物から石綿を含む材料を除去したもの 【例】 ・廃吹付け石綿 ・廃石綿保温材	建築工事で発生する産業廃棄物のうち、石綿をその重量の０．１％を超えて含有するもの 【例】 ・廃波型スレート ・廃スレートボード ・廃プラスチック床タイル
処　理	薬液等による湿潤化により飛散防止措置を講じた上で、プラスチック袋に、空隙のない密封状態で二重梱包（固型化、薬剤による安定化その他これに準ずる措置のうち、その他これに準ずる措置に該当） 【プラスチック袋の例】 ・材質：ポリエチレン ・厚さ：０．１５mm以上	・やむを得ない場合を除き、非破壊 ・湿潤化
収集運搬	・他の廃棄物と区分 ・コンテナにシート掛け	・他の廃棄物と区分 ・やむをえない場合を除き、非破壊 ・概ね１０ｃｍ以下に裁断されているものは、丈夫な袋等で梱包 ・コンテナにシート掛け
埋立て	・他の廃棄物と区分 ・埋立区画は、あらかじめ２ｍ程度敷均した覆土の中心部に埋立穴を設ける方法等により作成 ・手作業による荷下ろし ・即日覆土、最終覆土	・他の廃棄物と区分 ・埋立区画は、あらかじめ２ｍ程度敷均した覆土の中心部に埋立穴を設ける方法等により作成 ・散水による飛散防止措置を講じた上での荷下ろし ・即日覆土、最終覆土
安全性	・埋立期間中における石綿粉じんの環境モニタリング結果は、全て定量下限値未満 ・現状、石綿廃棄物は覆土等の中に封じ込められた状態となっており、飛散するおそれはない。	
廃止後の管理	・埋立地は廃止後、廃棄物処理法第１５条の１７に基づき、都道府県知事が「指定区域」に指定 ・「指定区域」内において、土地を形質変更する場合は、都道府県知事に届出が必要	
根拠法令等	・廃棄物処理法（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号） ・石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第２版）（平成２３年３月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）	

廃石綿等（飛散性）

吹付け石綿

薬液による湿潤化及び除去作業

二重梱包

石綿含有廃棄物（非飛散性）

波型スレート

Ｐ床タイル

非破壊（手作業）による取外し

梱包

コンテナシート掛け